

令和5年度 大学院工学研究科(博士前期課程)冬入試(第2回) 入学者選抜要項

1 入試等日程

区 分	冬入試 (第2回)
	電子・情報工学専攻
	一般選抜／外国人留学生特別選抜／社会人特別選抜
① 願書受付期間	R5/1/30(月)～2/10(金)
出願資格審査申請期限	R5/1/13(金)
② 選抜期日	R5/2/28(火)
③ 合格発表	R5/3/10(金)
④ 入学手続期間	R5/3/17(金)～22(水)

※ 機械システム工学専攻、知能ロボット工学専攻、環境・社会基盤工学専攻及び生物・医薬品工学専攻は、冬入試(第2回)を実施しない。
※ 土曜、日曜及び祝日は受付を行わない。

2 入学者選抜要項等

区分	一 般 選 抜	外国人留学生特別選抜	社会人特別選抜
募集人員	<冬入試(第2回)> 電子・情報工学専攻 若干名	電子・情報工学専攻 若干名	電子・情報工学専攻 若干名
出願資格	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学を卒業した者及び令和5年3月までに卒業見込みの者 2 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者 4 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者 	<p>日本の国籍を有しないで、在留資格が『留学』又は入学時に『留学』に変更できる見込みのある者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学を卒業した者及び令和5年3月までに卒業見込みの者 2 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者 4 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者 	<p>教育研究機関、官公庁、企業等に在職し、所属長(公務員は任命権者)の受験許可を得た者で、かつ次のいずれかに該当し、入学時現在で2年以上の専門的な実務経験(通算可)を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学を卒業した者 2 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 4 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

区分	一般選抜	外国人留学生特別選抜	社会人特別選抜
出願資格	<p>5 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって出願資格4の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和5年3月までに授与される見込みの者</p> <p>6 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>7 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）</p> <p>8 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</p> <p>9 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和5年3月31日までに授与される見込みの者</p> <p>10 令和5年3月31日で大学に3年以上在学する者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認めた者</p> <p>11 その他に、大学を卒業した者と同等以上の学力があると、本研究科において認めた者で、令和5年4月1日までに22歳に達する者</p> <p>※ 出願資格5により出願を希望する者は、出願締切日1ヶ月前までに出願手続先に問い合わせること。</p> <p>※ 出願資格8、10又は11により出願を希望する者は、事前に出願資格の審査を行う。</p>	<p>5 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって出願資格4の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和5年3月までに授与される見込みの者</p> <p>6 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>7 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）</p> <p>8 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</p> <p>9 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和5年3月31日までに授与される見込みの者</p> <p>10 令和5年3月31日で大学に3年以上在学する者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認めた者</p> <p>11 その他に、大学を卒業した者と同等以上の学力があると、本研究科において認めた者で、令和5年4月1日までに22歳に達する者</p> <p>※ 出願を希望する者は、出願に先立ち富山県立大学事務局教務課学生募集係へ問い合わせること。</p> <p>※ 出願資格5により出願を希望する者は、出願締切日1ヶ月前までに出願手続先に問い合わせること。</p> <p>※ 出願資格8、10又は11により出願を希望する者は、事前に出願資格の審査を行う。</p>	<p>5 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって出願資格4の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>6 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>7 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）</p> <p>8 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</p> <p>9 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>10 その他に、大学を卒業した者と同等以上の学力があると、本研究科において認めた者で、令和5年4月1日までに22歳に達する者</p> <p>※ 出願を希望する者は、出願に先立ち富山県立大学事務局教務課学生募集係へ問い合わせること。</p> <p>※ 出願資格5により出願を希望する者は、出願締切日1ヶ月前までに出願手続先に問い合わせること。</p> <p>※ 出願資格8又は10により出願を希望する者は、事前に出願資格の審査を行う。</p>

電子・情報工学専攻

【冬入試（第2回）】

区分	一般選抜	外国人留学生特別選抜	社会人特別選抜
選 抜 方 法	<p>学力検査（口述試験）及び面接の結果並びに成績証明書の内容等を総合判断して行う。</p> <p><2月28日(火)> 口述試験 13:15～ 専門基礎（電磁気学、電気回路、電子物性、論理回路、プログラミング、情報数学）に関連した内容。各分野から1問ずつ出題され、3問を選択して解答。面接を含む。</p> <p>※ 外国語（英語）は、TOEIC/TOEFLスコアをもとに換算した得点を外国語の得点とする。</p>	<p>学力検査（口述試験）及び面接の結果並びに成績証明書の内容等を総合判断して行う。</p> <p><2月28日(火)> 口述試験 13:15～ 専門基礎（電磁気学、電気回路、電子物性、論理回路、プログラミング、情報数学）に関連した内容。各分野から1問ずつ出題され、3問を選択して解答。面接を含む。</p> <p>※ 外国語（英語）は、TOEIC/TOEFLスコアをもとに換算した得点を外国語の得点とする。</p>	<p>面接（口述試験を含む。）の結果並びに成績証明書の内容等を総合判断して行う。</p> <p><2月28日(火)> 面接（口述試験を含む。）13:15～</p>

※ TOEIC/TOEFL について

本学の入学者選抜に係る出願期限から過去3年以内に受験した TOEIC L&R（公開テスト）又は TOEFL (iBT) の成績を証明する書類（TOEIC は Official Score Certificate、TOEFL は Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report）の原本を出願時に提出すること。